

令和6年度第2回 岩手県総合教育会議 会議録

1 開催日時

開会 令和7年1月20日(月) 午前11時

閉会 令和7年1月20日(月) 午前12時

2 開催場所

岩手県庁 3階 第一応接室

3 出席者

達 増 拓 也 知事

佐 藤 一 男 教育長

新 妻 二 男 教育委員

宇 部 容 子 教育委員

小 野 寺 明 美 教育委員

泉 悟 教育委員

山 口 研 介 教育委員

八重樫 幸治 副知事(※オブザーバー)

佐々木 淳 副知事(※オブザーバー)

村 上 宏 治 ふるさと振興部長(※オブザーバー)

小 原 勝 文化スポーツ部長(※オブザーバー)

4 説明等のため出席した職員

菊池教育局長兼首席服務管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、武蔵教育企画室長

伊藤学校教育室学校教育企画監、大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監

中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長

和田文化振興課総括課長、工藤文化振興課文化芸術担当課長

松本理事兼ふるさと振興部副部長、安齊学事振興課総括課長、増澤学事振興課主幹兼学事企画担当課長

高橋学事振興課私学振興担当課長

5 会議の概要

(知事挨拶)

達増知事：令和6年度第2回岩手県総合教育会議、教育委員の皆様にはお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、現在県が策定を進めている、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めた「第4期岩手県文化芸術振興指針」について、教育委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

2つ目は、いじめ防止対策についてであります。いじめの重大事態については、本県の私立学校の事案に関し、「いじめ再調査委員会」からの答申が昨年8月にありました。

また、国においては、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が全面改訂されまして、10月には「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」が公表されております。これらの概要を説明し、いじめの早期発見・防止に向けた今後の取組等に関し、意見交換をさせていただきたいと思っております。

岩手の将来を担う子ども達が将来に向かって可能性を伸ばしていくことができる教育環境を作っていくため、教育委員会の皆様からは忌憚のない御意見をどうぞよろしくお願いいたします。

(協議事項1)

「第4期岩手県文化芸術振興指針」について

達増知事：それでは、次第「3 協議事項」、まず文化スポーツ部、教育委員会事務局そして、ふるさと振興部から協議事項1と2の資料説明を行い、その後、2つの協議事項をまとめて、委員の方々から名簿順で質問や意見をいただきたいと思います。

まず、協議事項1「第4期岩手県文化芸術振興指針」について説明願います。

和田文化振興課総括課長：文化振興課の和田と申します。よろしくお願いたします。それでは「第4期岩手県文化芸術振興指針（素案）」について説明をさせていただきます。協議事項1の資料を御覧いただきながら説明をまいります。

「1 指針の策定方針」を御覧ください。「(1) 指針策定の趣旨」でございますが、本指針は文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため策定するもので、本年度は現行の第3期指針の最終年度となることから、世界経済情勢等の変化を踏まえ策定するものでございます。

「(2) 適用期間」は、令和7年度から令和11年度の5年間、そして、「(3) 指針の構成等」は、現行の第3期指針の構成等を基本とし、「いわて県民計画」第2期アクションプラン及び国の「文化芸術推進基本計画」、そして、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえた内容としております。

「2 指針の位置付け」は記載のとおり、岩手県文化芸術振興基本条例や法律に基づく地方公共団体の計画として位置付けるものでございます。

次に「3 素案の概要」についてになります。こちらは3枚目の概要版で説明させていただきたく存じます。3枚目を御覧ください。本指針は現行の指針において既に全面改訂しておりますので、この度の策定する指針は、社会・経済情勢等の変化を踏まえまして必要な部分を改める形で策定するものでございます。

本指針の右側の「IV 施策の具体的推進」を御覧ください。新たに拡充した取組について御説明させていただきます。まず「1 岩手の特徴を生かした文化芸術の進行と交流の推進」のうち「(3) 世界遺産を活用した文化観光の推進」でございます。こちらは、新たに追加した施策でございます。令和2年に文化観光推進法が策定されたことから、3つの世界遺産の来訪・周遊促進や平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とした文化観光の促進を図ろうとするものでございます。次に右側の方にいきまして、「(4) 民俗芸能の保存・継承の支援」は、児童生徒の部活動などを通じた継承の促進、地域等と連携した指導環境の充実など、記載内容を拡充し、重点的に取り組む事項としております。

次に下にまいりまして、「2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」の「(3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援」では、学校等への芸術家派遣の他、文化部活動の地域移行等に取り組むことを明記したところでございます。さらに右下の、「(7) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実」でございますが、国の計画において、急速に進化するデジタル技術を文化芸術活動の推進や伝統文化のデジタルアーカイブ化などが明記されたことを踏まえまして、本県の指針に盛り込むとともに、重点的に取り組む事項としております。オンライン配信などの鑑賞機会の充実のほか、民俗芸能等の保存に向けたデジタルアーカイブ化に取り組むこととしております。

次に下にまいりまして、「3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」では「(3) 文化観光の取組を活かした情報の発信」を追加しております。これは、3つの世界遺産や民俗芸能、漫画、文学など、本県の多様な文化資源の魅力発信を強化しようとするものでございます。

その下の「4 障がい者による文化芸術活動の総合的推進」、そして、更に下の「5 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」については、それぞれ充実を図りながら、引き続き重点的に取り組むこととしております。

恐れ入ります。前のページの2枚目の方に戻っていただきまして、2ページの「4 策定のスケジュール」を御覧ください。10月以降、市町村、関係団体、文化芸術振興審議会、それからパブリック・コメント、議会への報告議案の提出、そして、教育委員会協議会等で、素案への説明をさせていただきます。

した。これまで73件の御意見などを頂戴しております。いただいた意見を踏まえまして、1月29日に開催されます岩手県文化芸術振興審議会で、最終案をお諮りしたいと考えております。その後、2月に県議会へ承認議案の提出を行い、審議いただくこととしております。以上となります。

(協議事項2)

いじめ防止対策について

達増知事：次に、協議事項2のいじめ防止対策について説明願います。

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長：それでは、資料「いじめ防止対策について」をもとに、説明させていただきます。

資料は2ページをお開き下さい。「現状と課題 全国のいじめの認知件数の推移」でございます。小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、732,568件であり、前年度に比べ50,620件、7.4%増加している状況でございます。

3ページをお開き下さい。「本県のいじめの認知件数の推移」でございます。平成30年度以降、合計は8千件前後で推移しており、令和5年度は、7,862件となっております。

4ページをお開き下さい。いじめの1,000人当たり認知件数の都道府県別の状況でございます。これまで、本県において、様々な事案があったことから、いじめの積極的な認知を進めているところで、本県は69.1件で、全国平均の57.9件より、11.2件多い状況でございます。文部科学省からの通知では、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と、極めて肯定的に評価すると示されております。

5ページをお願いいたします。「全国のいじめ重大事態の発生件数の推移」でございます。令和5年度の重大事態の発生件数は、1,306件でございます。うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは648件、同項第2号に規定するものは864件です。なお、第1号は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、第2号は、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときのものでございます。

6ページをお願いいたします。「いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数」でございます。本県は0.15件で、全国平均の0.10件より、0.05件多い状況となっております。

安齊学事振興課総括課長：次に、7ページからでございますけれども、本県における「いじめ重大事態への対応」につきまして、県内の私立高校で発生した事案でございますが、知事からの諮問により、岩手県いじめ再調査委員会による再調査が実施され、昨年8月に答申が行われた事例を御説明申し上げます。なお、これは本県で初めて再調査された事案でございます。

事案は、平成29年6月に、当時1年生の生徒2名が部活動の練習中、上級生やコーチの厳しい言葉による指導等を受け、不登校となり、最終的には退学してしまうというものでございました。

県では、被害生徒や保護者からの請求を受け、学校調査組織による調査報告書を確認したところ、国のガイドラインに照らして学校の調査は不十分なものであったことから、再調査の必要があると判断したものでございました。

8ページに参ります。「再調査報告書の構成」は、上の4にお示しのとおりであります。5 答申の概要の、⑧いじめの認定につきましては、追加の調査結果や検証を経て、いじめと認定された行為の追加がされたところであり、⑨学校の対応については、事案発生後の初動において、被害生徒の心情に寄り添った対応が取られるべきであった、また外部委員の人选の公平性・中立性に疑問がある、学校としての検証や振り返り、再発防止策の検討が必要であった、などといった考察が示されたところがございます。

9ページに参りまして、⑩本件事案の背景の分析では、「勝利至上主義的風土」や「いじめの定義に関する認識が不十分であった」などの指摘がなされたところございまして、⑪今後同種の事態を防ぐための提言としましては、表にお示ししております、「『スポハラ』への意識啓発」、「いじめの正しい認識を持つこと」、「記録の保存」などの対応を求める提言があったところでございます。

県におきましては、当該校への指導に加え、再調査の目的の1つが再発防止であることを踏まえまして、県教委と連携し、県内全ての高校や市町村に調査報告書を周知したほか、各種会議で取り上げ、活用を促すなど、県全体で同種の事案の未然防止やいじめ重大事態が発生した際の適切な対応の徹底に取り組んで

いるところでございます。

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長：資料 10 ページをお願いいたします。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等を含めた国の動向」でございます。重大事態の発生件数は増加傾向、法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応が出来ていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、ガイドラインが改訂されたものでございます。

11 ページを御覧ください。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要」でございます。平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例などが存在していることから、この度、ガイドラインが改訂されました。

今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促すものとなりました。

第2章において、重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え、第3章において、学校等のいじめにおける基本的姿勢、第4章において、児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応、第6章において、第三者が調査すべきケースの具体化、第三者と言える者の例示、第7章において、児童生徒等への事前説明の手順、説明事項、第8章において、重大事態で調査すべき調査項目等が記載、明確化されたものでございます。

12 ページをお開き下さい。岩手県いじめ問題対策連絡協議会において作成しているいじめ問題対応マップです。岩手県いじめ問題対策連絡協議会は、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局、岩手県警察、その他専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成されており、このマップは、各関係団体の取組を、未然防止、早期発見・適切な対処、職員研修の3つの視点から整理したもので、資料は、本年度のものでございます。

資料 13 ページの下に、岩手県教育委員会の取組を示しておりますが、そのうち、右下に記載しております「重点目標を学校教育指導指針に掲載」につきましては、資料 14 ページに示しているところでございます。毎年、岩手県いじめ問題対策委員会において、法律、医療、心理、福祉等に関する学識経験のある者、専門家から意見等をいただきながら、まとめているもので、資料は、本年度のものでございます。重点目標を示すとともに、学校いじめ対策組織の役割、いじめを重大事態に発展させないための困難課題対応的生徒指導の要点をまとめ、各学校に周知しているところでございます。

資料 15 ページは、「いじめ防止及び情報モラルに係る児童生徒の主体的な取組事例」でございます。令和元年度から取り組んでいるもので、資料は、令和5年度のものでございます。児童生徒が計画段階から関わること、児童生徒が考え、議論する場を設定すること、保護者や地域と連携すること等の取組のポイントを共有するとともに、好事例を周知しているところです。

資料 16 ページは、参考までに、「いじめ防止対策推進法に係る本県の対応」を示したものでございます。説明は以上でございます。

達増知事：それでは、新妻委員から御発言をお願いいたします。

新妻委員：それでは最初に、「第4期岩手県文化芸術振興指針」について、意見を述べさせていただければと思います。まず指針の全体についてですけれども、これは岩手県に限らず、過去において、芸術・文化活動が個人の趣味的活動の領域ということで、あまり行政施策の対象等にされなかったように捉えております。しかし、今日では「文化・芸術」活動は人間としての文化的生活を送るために必要・不可欠な活動だと、それから人間が文化的生活を営むための権利として誰にとっても保障されなければならないものという認識は格段に広がっているというのが現状でございます。

こうした中で今回策定される「第4期岩手県文化芸術振興指針」は、総体的に見て、県民の芸術・文化活動を幅広くかつ多面的に捉えて、そして、県民各層の芸術・文化活動の充実に資するものになっていると私は見ている、あるいは評価したいと思っております。これは、今後の課題とも結びつきませけれども、県民の文化的生活を営む権利としての実現を図るものであると同時に、県民のウェル・ビーイングを実現するための指針としての役割も大いに期待出来るのではないかと考えているところです。

実際、指針の中身についてはどうかというところで、1点だけ述べさせていただききたいと思います。それは、指針の中の「Ⅲ 基本的方向性」や「Ⅳ 施策の基本的推進」にも謳われているところではありますが、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」が掲げられております。これは岩手県の芸術・文化活動推進の成果であると同時に、特徴にもなっているのではないかと私は思います。

今後に向けて更なる推進を期待しているところでございますけれども、その取組に関して1つだけお願いしたいことがあります。それは、「障がい者の創作活動への支援」や「障がい者の芸術活動の発表・鑑賞機会の充実」等は大きなテーマとして掲げられているところではあります、受け止め方によっては「障がい者だけ」とか「障がい者枠」があたかもあるかのような視野の狭い捉え方になってしまうところがあるかもしれないと危惧しております。そういう意味で、今後に向けては、ソーシャル・インクルーシブ的な取組を創り増やしていくことを是非考えていただければと思っております。もちろん、指針の中でも「障がいの有無に関わらず文化芸術活動を通じて県民が交流できる機会の提供」は謳われておりますけれども、交流と同時に障がい者と一緒に創る活動、そういったものを含めて今後の取組に期待したいと思っております。

2つ目、いじめ防止対策についてですけれども、まず全体像について。本県はいじめ防止対策は、先程御説明にもありましたように、いじめは不登校と同様、何時でも何処でも起こりうる事象という捉え方をベースとして、そういう点では初期段階のものも含めて、いじめを広く捉えることで積極的に認知していくことが謳われており、大変重要なことだと思っております。もう1つは、いじめ解消のスタートラインが初期段階の捉え方にあるというだけでなく、本県はいじめ防止対策が、岩手県いじめ問題対策連絡協議会「いじめ問題対応マップ」に則って取り組むことが関係者の間で共通理解になっていることは大変重要なことだと思っております。

ただ、問題は具体的な対応という点で気になることがありますので、それを述べさせて頂きたいと思えます。まず実際の場面なのですけれども、学校におけるいじめの認定、特にいじめの重大事態の認定が遅れてしまうというケースが時々見られるという点であります。そこには、いじめであるか否かの判断、それから重大事態に該当するか否かの判断を関係する一部の教員や管理職のもとで行われてしまっているというケースがあるかのようにも思えます。

学校には「いじめ対策組織」が設置されているわけですが、なかなかそこに結びついていないということも1つの問題として出てきているのではないかと思っております。いじめの事案が学校全体の共通認識・共通理解とはなっておらず、学校ぐるみの対応がとれなかったり、あるいは遅れたりすることで、被害者や保護者の不信感を募らせたり、問題をこじらせたり、長期化させてしまう事案も時として見受けられるように感じられます。まずは、学校はいじめ対策組織を機動的に運営することで、早い段階から学校がチームとして動けるようにすることが肝心なのではないかなと思います。もちろん、方針の中では明示されている訳ですが、なかなか具体的な場面での動きが、まだまだ鈍いところがあるのではないかと捉えております。学校においては、いじめ防止のための組織やマニュアルがある訳で、あれば安心ということではなく、これを積極的に活用していくという姿勢を前面に出してほしいと思っております。

2つ目について、1点目の問題と連動している面もありますけれども、いじめの被害者を守るという観点を前面に打ち出してほしいと願っております。いじめには加害者と被害者が存在している訳ですが、被害者はいじめられることによって学級や学校に居場所がなくなることが出てくるわけですが、それに加えて退学や転校、クラス替えや別室登校を余儀なくされるケースが大変多いという実情があると思います。これでは、被害者の方はいじめという一次被害に加えて、退学、転校、あるいは別室登校等を含めて、二次被害を受けてしまうことになる。これに加えて「被害者にも責任がある」等の声も寄せられるケースもあるということですが、そうしますと被害者は二重・三重の被害に傷つくことになるという現実も一部見受けられることになると思います。被害者の居場所の確保や心身の安全、学習権の保障は被害者が在籍する学校及び関係する教育行政の最優先課題であることはもちろん言うまでもないことです。本来であれば、転校、別室登校、退学等の措置は、本当は被害者ではなく、加害者が払うべき犠牲なのだと思っております。同じようなことは、本県御出身である精神科医の斎藤環さんも論じているように思いますが、そういった観点がやはり必要なのではないかと。私としては常に被害者に寄り添い、被害者の利益を守るという姿勢を貫くことが、いじめ防止に向けた最善の取り組みになると捉えているところです。今後に向けて御検討の程よろしくお願いいたします。以上です。

達増知事：ありがとうございました。宇部委員、お願いいたします。

宇部委員：まず、「第4期岩手県文化芸術振興指針」についてです。素案については異存ありません。自然豊かな岩手の文化は、はるか縄文時代から育まれ、平泉をはじめとする世界遺産や、町の生活に根差した民俗芸能が、現在まで大切に受け継がれていることに誇りを感じています。東日本大震災津波から14年目を迎えていますが、音楽や芸術が被災した人々の心を癒し、生きる力を与えてくれる様子も目にしてきました。そして、近年、小・中学校、高等学校ともに、児童生徒が全国レベルで活躍していることは嬉しい限りです。

また、アール・ブリュットへの理解が高まり、障がいを持つ人々が生き生きと発信する機会を得ていることも誇らしく感じております。その上で、施策の具体的な推進として、特に感性豊かな時期に上質な文化・芸術に触れさせることは、才能の開花や、豊かな人間性の育成の上で重要であると感じています。児童生徒の文化・芸術の鑑賞機会の提供と文化・芸術活動の支援については、可能な限り県下くまなく推進していただきたいと思います。また、文化芸術に関する県民の意識調査から、文化芸術の情報の少なさや文化芸術の担い手、後継者の育成が課題とされていますので、県としてのサポートをお願いしたいと思います。

次に、いじめ防止対策についてです。平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、平成29年3月にはいじめ重大事態の調査に関するガイドラインが作成されましたが、集計件数が全国的に増えていきます。このことは、現場をはじめ、行政ともに、いじめに対する意識が高まり、子供の人権を守る機運が高まってきているとも考えられます。しかしながら、重大事態に至る例も増えており、岩手県も例外ではありません。

初動に留意することで、重大事態に至らなかったのではないかとと思われる事例も見受けられます。全国及び本県のいじめの状況資料から、岩手はいじめの認知件数、いじめ重大事態の発生件数ともに全国平均より高くなっています。このことは、いじめへの認識は高くなっていると捉えられる反面、認知後の対応に課題があると思われる。認知後の初期段階での適切な対応と、その後の丁寧な観察や問題がある場合の素早い対応が必要であると感じています。

重大事態が県教育委員会に報告された時点では、被害者を含め、教師との関係が崩れてしまっている場合も見受けられます。教員希望者が減少し、教師不足の中で、各校の教職員が大変努力しています。しかし、1度問題が起ると、その対応への時間は大変なものです。そのためにも、未然防止に心がけなければなりません。

今回のガイドラインの改定では、各項目にわたり詳細な記載がなされています。まず、管理職のみならず、全職員でいじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改定を熟知する機会を設定すること。また、被害児童生徒やその保護者が最初に相談できる場所が学校であるように、日頃から信頼関係を築くとともに、学校は行政や関係諸機関との連携を深め適時に協力してもらえる関係を構築しておくことが必要であると思います。

いじめの発生にはいろいろな要因が絡みますが、被害児童生徒だけが貴重な学校生活を失う結末だけは避けたいものです。いじめや不登校とマイナスの面が話題となる昨今ですが、大方の児童生徒は楽しい学校、行きたくなる学校を求めています。教職員が子どもの人権や学ぶ権利に目を向け、発達段階に応じて、児童生徒が個々の人権を尊重するような指導を工夫することも必要であると思います。特に、若手教員については、日々の学校生活で、一人一人が認められ、個々のやる気を引き出す、学級経営力や授業力を身につけることができるように、学校組織として育てる風土を作っていくことも大切と考えています。以上でございます。

達増知事：ありがとうございました。小野寺委員お願いします。

小野寺委員：初めに、「第4期岩手県文化芸術振興指針」についてお話いたします。岩手は文化芸術活動、伝統行事が活発であり、文化財、食文化など、魅力が沢山あります。その豊かな文化芸術の情報を広く発信し、魅力を伝えることが重要だと思っています。施策の基本方向にあるように、岩手らしさもまた魅力の1つだと思います。岩手の自然や歴史、風土は、国内外から見ても関心が高く、観光など幅広く展

開していくことが期待できます。どんどん、この岩手らしさを世界に発信していった欲しいと思います。

今回の指針では、具体的推進項目の中でも重点的に取り組むべき内容が書かれています。これは具体的にとてもわかりやすく、多くの方が受け入れやすいものになっていると思いました。その中で特に期待したいのは、民俗芸能の保存継承の支援です。

民俗芸能は、地域の行事や学校で取り込まれていることが多く、継承するためには、この地域と学校を支援していくことが大事です。私たち委員が県内の学校を訪問したときも、地域と学校が一緒になって、伝統行事に取り組んでいる学校が多くありました。子どもたちが地域に入ることによって、その地域が活性化し、子どもたちも沢山の大人に守り育てられ、色々なことを経験し、成長する姿が見られます。民俗芸能や伝統行事は子供たちにとって大事な教育の場にもなっていると思います。少子化や後継者の育成、学校の統廃合などによって、継承していくことが難しくなっていますが、是非民俗芸能の保存と継承の支援をお願いしたいと思っています。

次に、いじめ防止対策についてです。文科省では、いじめの認知件数が多いことに関して、いじめを積極的に認知し、その解消に向けた取り組みに当たっているとして、肯定的に評価しています。

本県でも年々、いじめの認知件数が、小・中・高・特別支援学校どこにおいても増えています。これは文科省の評価のとおり、いじめをしっかりと認知して対応に当たっている表ではないかと思っているので、ある程度、私は受け止めています。

危惧しているのは、いじめの中の重大事態の発生件数が増えていることです。重大事態でとても悲しいのは、いじめの被害者である児童生徒が学校を転校したり、学校を辞めざるを得なくなったときです。委員会の会議で、いじめ重大事態の報告があるたび、いじめられた側の児童生徒ばかりが追いやられるような事態を聞き、本当に胸が苦しくなります。学校を辞めたり、欠席を余儀なくされている児童生徒がなくなるよう、学校も家庭も地域も社会も全部巻き込んで取り組まなければならない、今の世の中ではないでしょうか。

様々ないじめの報告を受けてきて、いつも感じていることがあります。それは事案発生後の初動対応が大事であるということです。資料にもありますが、しっかり被害生徒に慎重に寄り添った対応をしなければ、本人も傷つき、不登校に繋がりがかねません。

また、保護者の不信感を招き、事態が深刻になってしまうこともあるようです。いじめが発生した時、どう動くのか、学校組織として、常に話し合っておくことが必要だと思います。そして、先生個人だけではなく、学校全体で速やかに対応することが大事だと思っています。以上です。

達増知事：ありがとうございました。泉委員お願いします。

泉委員：まずは協議事項の1つ目についてです。広い県土で生活する子どもたちは、芸術に触れたいと思っても、移動手段や移動時間によって制約を受け、その機会が限られてしまうということが、以前から大きな課題となっているということです。

いわて県民計画第2期政策推進プランの中で、令和5年度には、文化芸術に興味関心を持つ児童生徒の割合が、小・中・高ともに70%前後ありました。人生の土台をつくるこの時期に、多くの多様な文化芸術に触れるということは大切なことですので、多くのメディアや、学校で実施する芸術鑑賞会等を通して、芸術に触れる現状があるとはいえ、関心を持っている子どもたちに多様な文化芸術を視聴させ、さらに興味関心が高まるような機会を今後ともつくっていかねばなりません。

そのために、振興指針の素案の43ページにもありますけれども、各学校で実施している芸術鑑賞の機会を今後増やし、充実させていくことが大事になると思います。その際、もし経費がよりかかるようであれば、県や市町村で手当をするということも、是非とも前向きに検討していただきたいと思っています。

また、岩手県には現在1,000を超えるたくさんの民俗芸能が伝承されていると聞きますが、これらは、人から人へ伝えられてきた大切な財産です。地域の担い手が減少している中、これらの民俗芸能が将来正しく伝えられていくことにも留意しながら、伝承活動を行うこととともに、デジタルコンテンツとして残していく作業を今まで以上に積極的に行っていく必要があると思っています。

次に協議事項2についてです。いじめについては、まず教職員がどういう行為がいじめであるかをしっかりと理解・共有した上で、子どもたち一人一人が大切に尊重すべき存在であるという風土をいかに学校内につくっていくか考えること。同時に、子どもたちに対して、どんなことがいじめとなるものか伝える

こと、またいじめを感じた場合の相談窓口がどこであるかを絶えず伝えていく必要があると思っています。

いじめは必ず起こりうるという前提で、節目でのアンケート実施だけではなく、教職員の中で、ささいなことでも普段から子どもたちの情報を共有すること、さらにいじめ対策委員会を定期的に開催し、万一いじめが起きたときにどう対応するかなど、マニュアルを確認し、得た情報は小さなことでもすぐに対策委員会に上げ、その情報を検討するなど、積極的な認知をしていくという姿勢を持つことが求められます。初期対応が大事であるということは今更言うまでもありません。

また再発防止岩手モデルの中にある援助希求の項にも、具体的な取組が記載されていますので、学校全体として、この体制を構築すること、さらには県教委が、この体制構築の支援を先導していく必要がより求められるものと思っています。

しかし、いじめはいけないこととこれだけ周知されているにもかかわらず、未だに全国学調や県学調の児童生徒への質問調査の中で、いじめはどんな理由があってもいけないことであるという項目に対して、「そうではない」という消極回答が小・中・高で、それぞれ3%前後もあるという実態があります。

また、全国学調の学校質問調査の中で、「学校、学級での状況や課題を全教職員で共有し、組織的に取り組んでいない」、「児童生徒の様子を、担任だけで多くの教職員が情報交換していない」、「教職員が互いに相談できる雰囲気がない」という項目に、積極回答している学校も多くあります。

このような状況では、いじめが発覚した段階で、迅速な初期対応が出来るはずもないと思います。各学校の課題を全教職員で組織的に共有し、子どもたちの様子を情報交換して、互いに相談できる環境を作るように、県教委は各学校に働きかけ、各学校の管理職が学校改革を進めることが、一人一人の子どもたちを守り、子どもたちが生き生きと生活できる環境を作ることに繋がるものだと思いますので、是非この現状を改善するよう、強く各学校に働きかけて欲しいと思っています。

前回の総合教育会議で知事が話された「子どもたちへのリスペクト」という言葉は、教育に携わる人たちが決して忘れてはならない、心に刻むべき、再確認すべき言葉だと思っています。以上となります。

達増知事：ありがとうございます。山口委員お願いします。

山口委員：まず第1に、「第4期岩手県文化芸術振興指針」について意見を申し上げます。まず、この社会・経済情勢等の変化に従ってということで、策定に関わられた皆様に心より敬意を申し上げます。まさに、そのような変化を反映したものを策定いただいていると感じております。特に児童生徒を中心とした県民皆さんが、芸術に触れる機会をもっと増やしていくという観点につきまして、非常に有効なものだというふうに評価しているところでございます。その中で2点、少し絞って御意見を申し上げたいと思います。

まずは、デジタル関係でございます。今回策定いただいたものの中で、デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実というところを指針に入れていただいています。このような点も非常に重要ではあるのですが、昨今デジタル技術自体でアートが作成されているというものがあり、この中でも、十分に想定はいただいているのですが、さらにこのような技術分野が発展していく可能性もあるかと存じますので、デジタル技術の部分というのは、さらに力を入れていっていただくのがよろしいのではないかなと考えているところです。

もう1つは、民俗芸能の部分です。この児童生徒の皆さんに、これを広めていくという視点を入れていただいています。まさにこれは非常に有効なものであろうと考えてございます。他方でもう1つ視点があってもいいのかなと思う部分が、特に県内の大学生など、県外から来られる皆さんによって、岩手の民俗芸能が評価されると、この外からの評価によって県民自体もその魅力をよく実感するという場面があるのではないかと考えています。

例えば盛岡市のさんさ踊りというものがございますが、これも伝統芸能としての扱いはなくて、岩手県内の大学生の皆さんが積極的に取り組んでくる中で、盛り上がってきた面があるのではないかなと思います。また盛岡市の話になって恐縮ですが、ニューヨーク・タイムズの評価によって、県民自体も盛岡の魅力を感じてきたというような面があるのではないかなと思います。このような大学生を始めとした県外の皆さん、民俗芸能に関わってくださる方々と、場合によっては児童生徒の皆さんとの交流などによって、より一層この民俗芸能を盛り上げていくという面が出てくるのではないかなと考えているところでございます。

第2に、いじめ防止対策について御意見を申し上げます。いじめ防止対策の際に、「いじめ予防」や「いじめを許さない」という言葉がよく出てくる場合がございます。私としてはこの言葉が間違えて伝わることを若干危惧しています。というのは、特に「いじめを許さない」という言葉が、「いじめをした人を許さない」になっては困るということでございます。

あくまでもいじめが許されないのは、いじめという行為が許されないのであって、いじめをした人が許されないわけではないという意識を持っています。そのため、そのことから派生するのですが、いじめの加害者の懲戒の問題と、いじめ対応の問題は分けて考える必要があると考えています。

特に、いじめの被害者であって、かつ加害者でもあるというようなケースというのが全国的に起きています。第一段階では、いじめの加害者・被害者であった児童生徒さんが、その後、仕返しのような形で、立場が逆転してしまうというようなケースもあります。この場合、人単位で見ると、加害者・被害者を分けることができません。ただ行為単位で見れば、いじめの加害行為と被害というものは特定することが出来ます。

先程申し上げたケースですと、2件のいじめがあるということをしちゃんと整理をして対応していくことが必要になってくると考えています。いじめ問題に関しまして、いじめの対応に関しましては、保護者の理解というものが非常に重要になってきます。初動の段階で間違えてしまいますと、保護者対学校側という対立構造が非常に深くなってしまいます。その際、大事なことは、やはり初動であります。初動の段階で、いじめの加害者の懲戒というのは、あえて言葉を選ばずに言うと二の次であるということが必要だと私は感じています。

被害者に寄り添うことは、加害者への懲戒をなくしても対応が可能なはずですが、ですので、あくまでもいじめ対応に関しましては、加害者側の懲戒などの力技の対応ではなくて、被害者側の安心を確保していくのだという意識を、初動の段階から強く持って対応することが必要ではないかと考えているところです。

また違う観点で、私は弁護士の仕事もしておりますが、資料の中にも出てくるとおり、いじめに関する授業というのを弁護士が各学校で対応させていただくことがあります。

このいじめに関する授業というのは、資料の中では未然防止のカテゴリーに入っていますが、あくまでもいじめそのものを全くなくすというような授業はおそらくしていません。いじめをとにかく重大化させないということを重点に置いて対応しています。

その際に、場合によっては「加害をしてしまうとこんなに酷い目に遭う」という説明をして欲しいというオーダーが来ることもあるのですが、それはあまり効果的ではないと考えています。むしろ、加害をしてしまう可能性のある自分に対して、被害に遭った際は、どのような気持ちになるのかということを実体的に知ってもらうことが、いじめの重大化の予防に強く影響を持つと考えています。このような面からいっても、やはりいじめの被害者の保護ということと、加害者側の懲戒ということをしちゃんと分けて対応することが何よりも必要だと思っています。

先程来、初動の重要性ということを申し上げていますが、その初動の重要性を評価する場合には、あくまでも重大事態の発生件数であるとか、その結果だけの評価ではなく、対応についての過程の評価というものにも、今後もっと目を向けていくべきだろうと考えています。

例えば、具体的に申し上げますと、対応について経験を教員の皆さんで共有する、経験を交流するというような場があってもいいのではないかなというのが私の意見でございます。以上、御意見申し上げます。

達増知事：ありがとうございました。最後に佐藤教育長お願いします。

佐藤教育長：まず岩手県文化芸術振興指針についてでございますが、これは本県の文化芸術振興施策の総合的な今後の指針ということでございます。この現状認識におきまして、文化芸術への関心の高まりが挙げられてございます。

例示としましてですね、小中学校・高等学校とも全国レベル合唱の大会での金賞獲得、或いは全国高等学校総合文化祭での活躍など本県の子どもや若者の文化芸術活動が、全国レベルの大会で評価されているということが明記されております。

従前からの民俗芸能の保存継承につきましては、地域と連携しながら児童生徒の部活動などを通じて、取り組みがなされているところでございますが、今後、部活動の地域移行が進む中で、さらに地域において子どもたちが文化芸術活動に取り組み、親しむ機会を確保していくことが必要だと考えておりますが、

そのこともしっかり明記されてございます。

また多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するために、学校等への芸術家派遣ということが書かれております。特に特別支援学校等への派遣ということも記述されております。児童生徒の豊かな心を育むための教育機会の確保というのが大事でありそれに繋がるものだと理解しております。

県立美術館、県立博物館は県民に質の高い文化芸術作品の鑑賞の機会を提供する役割というのがありますが、これに加えて県内各地での文化芸術活動の支援を進める必要性が謳われております。また平泉に関して、柳之御所遺跡の調査研究、或いは平泉学を軸とした学術研究に基づく情報発信についても謳われておりますので、県教委としましては岩手大学等々、連携しながらこれらの取組を進めていきたいと考えております。

今回の案で、文化観光の推進ということが明記されておまして、教育旅行を含めて、県外からも多くの皆様に体験してもらい、3つの世界遺産などを中心に、本県の重要な文化資源を見ていただくことが必要な訳ですが、県教委としましては、県内の児童生徒にも地域の文化資源を、授業或いは校外学習等を通じてまず見てもらうということが大事だと思いますので、引き続き市町村・教育委員会と連携して取り組んで参りたいと考えてございます。

いじめ防止対策につきましては各委員からお話があったとおりでございますが、認知件数自体は全国で14番目と高い。ただ課題としましては、これが早期に認知しても、重大事態に至るケースが割と高いこととございますけど、この重大事態に至らないような取組を進めていくと、今回国のガイドラインでこの重大事態に陥ったケースをしっかり調査するということが謳われておりますが、まず重大事態に陥らないような早期の手だて、これをしっかりと講じていく必要があるということで、学校設置者、関係者等と、早め早めの対応を一丸となって取り組んで参りたいと思っております。以上です。

達増知事：それでは、追加で御意見等があればいただきたいと思いますが、ございますでしょうか。

それでは、私からもコメントさせていただきたいと思っておりますけれども、「第4期岩手県文化芸術振興指針」につきましては、児童生徒の活躍がどんどん目立つようになってきているという、良いニュースがありまして、一方そうなるほど、この触れる機会を増やしていかなければならないとなるのだと思います。岩手の地元の文化芸術に触れる機会、また、県外の日本或いは世界の文化芸術に触れる機会、そういったことへの問題意識が委員の皆さんにもあるのだということを実感したところであります。

そしていじめ防止対策の方でありますけれども、認知件数の多さ、これはきちんと最初の段階で捉えているということを確認いただきながら、その後の対応が問われるというところで、皆さんの問題意識が共通していたかなと思います。

重大事態が増えているということで、いかにして重大事態にしないようにするかということで、学校での取り組み方の実態を踏まえて、懸念でありますとか、課題の指摘などをいただいたと思います。やはり、一部の教員、一部の人のみで対応する傾向が心配されていて、きちんと組織として、またちゃんと決めてあるとおりに、かつ早め早めに対応していく必要性ということは、御指摘いただいたと思います。

そして、被害を受けた児童生徒について、胸が痛むというところ、私も重大事態に関しては御報告いただいております。気の毒なのですけれども、児童生徒たちが受けたいじめ被害自体が、そこから退学や転校に至るといった報告を受け、胸が痛みますので、そうならないような対応というものがやはり求められるのだと思います。

一方加害児童への懲戒と、課題対策を分けて考えたほうが良いというのは、なるほどそのとおりだと思います。罪を憎んで人を憎まずという、昔からの言葉がありますけれども、特に被害児童、加害児童が、同じ人が両方兼ねてしまう場合もある。思えばいじめ問題が学級の中で起きる場合、傍観している生徒たちの問題というのはあるわけですし、やはり加害側の在り方というのは、ある種傍観している生徒達の在り方も含めて見ていくことで、被害を受けた生徒が孤立しても、学級には行けなくなる、学校に行けなくなるという事態を避けることにも繋がるのではないかと思います。

またそういう中で、加害と傍観とそれぞれ防ぐことが大事なのですが、子どもというのは、悪ふざけをする存在でもありますので、悪ふざけということが、トラブルになりやがていじめと認定されるような、さらに重大事態に進んでいくというところは、きちんと認定して対応しなければならないことではあるのですが、実態としては切れ目なくエスカレートしていくようなものだと思います。段階的に認定していくのはある種方便としてやっているところでもあるわけですが、そういう実態を見定めながら、

児童や生徒にも、そういうものであるということを出来るだけ理解してもらいながら、事態をエスカレートしないようにするということが大きいですし、後はエスカレートしてしまったときに、やはり加害者側、傍観者側が適切に反省するという、被害を受けた側が元の生活に戻れるようにすることまでいかなければ、反省して問題解決したということにならないようではないか、そのような形で問題が解決していけば良いのかなと思います。

やはりいじめ対応というのはそれ自体、本来教育的な営みであって、方便としては解決方法が確立していくのですが、ただ実態としては、「こうやれば絶対うまくいく」ということがないようなものでもあると思いますので、一つ一つのケースを誠実に関係者一同対応していくということ、そして、起きてしまった後、エスカレートした後の対応を適切に行うことを期待したいと思います。以上です。

(その他)

達増知事：それでは、事務局に進行を戻します。

(閉会)

村上ふるさと振興部長：以上をもちまして、令和6年度第2回総合教育会議を終了いたします。本日はありがとうございました。